

【研究ノート】

CIE にみる近代日本学校体育史像について

中 村 哲 夫

Image of History of Physical Education in Modern Japan
in CIE's Reports

Tetsuo NAKAMURA

皇學館大学教育学部研究報告集 第2号

平成22年3月

【研究ノート】

CIE にみる近代日本学校体育史像について

中 村 哲 夫

1. はじめに

本稿の課題は、民間情報教育局（Civil Information and Education Section, CIE）が、戦後初期の時点において、近代日本の学校体育をどのような歴史的イメージで描いていたのかを明らかにすることである。

CIE とは、戦後占領下において、ポツダム宣言の執行のために設置された連合国軍最高司令官総司令部の一部局であり、教育や文化に関する政策を担当した。体育に関しても CIE が管轄しており、彼らは戦前・戦中の体育を批判しながら、「非軍事化」および「民主化」の方針のもと、さまざまな体育政策を展開していくことになる。

本稿は、これらの政策が打ち出される根拠として、CIE はわが国のそれまでの体育をどう見ていたのか、すなわち彼らが描いていた近代日本の学校体育史像を明らかにし、それに対して若干の考察を加えるものである。

新たな政策を打ち立て、それを実行に移そうとすれば、それまでの歴史をどう評価し、その中の何を批判し、何を継承すべきなのかが問われるのはもっともなことであり、この意味で、現在の体育の出発となった戦後の新体育を形成した要因として、CIE による学校体育史像に注目することは、根拠のあることだと思われる。本稿は、戦後の新体育形成の過程を解明するための一つの試みと位置づけたい。

ここで利用する主要な史料は、(A) “The Infiltration of Militarism into Physical Education Program of the School of Japan” と、(B) “A History

of Physical Education and Sports in Japan”である¹⁾。史料 (A) は、1946年6月3日に調査情報課によって作成されたものであり、1. はじめに、2. 起源、3. 発展、4. 軍事的傾向、5. 要約及び結論の5つの章からなる23ページの文書である。一方史料 (B) は、1946年7月29日に分析調査課によって作成された58ページからなる文書であり、この史料 (B) の章は、1. 明治期以前の体育、2. 学校体育、3. スポーツ、4. 体育ならびにスポーツにおける戦後の変化、5. 参考文献、6. 付録に分かれている。史料 (B) の第2章には、史料 (A) の記述も部分的に取り入れられており、両史料は一体となって、戦後初期の時点におけるわが国のそれまでの体育とスポーツの歴史が、CIE の視点から明らかにされている。

上記2つの史料に加え、日本の教育の歴史や制度、政策の概要をまとめ、CIE の各担当官が日本の教育の概要を理解するためのテキストとして必携したとされる (C) “Education in Japan”²⁾、さらには、アメリカ教育使節団のメンバーに対して、1946年3月14日、CIE の体育担当官 J・W・ノーヴィルが行った講義録である (D) “Physical Education in Japan”³⁾ も併せて利用する。

以上の史料をもとに、戦後初期、CIE はどのような近代日本の学校体育史像を描いていたのかについて、以下記してみたい。

2. 近代日本の学校体育史像

結論から言えば、しかもごく単純化して言えば、CIE は近代日本の学校体育の歴史を軍事訓練とのせめぎ合いの歴史として、また運動教材的視点から見れば、教練と体操の抗争史として描いているということである。CIE にとっては、歴史的事実は教練が体操を駆逐し、戦時中の体育は前者の勝利達成の現れなのである。すなわち、彼らにしてみれば、近代日本の学校体育史は軍事化の過程なのであり、そして、その行き着いたところが1941年の体錬科の登場であった。そこでは軍事訓練と体育が融合しており、どこまでが軍事訓練であり、またどこからが体育なのか、その境界が不明瞭である体育が、体錬科における体育の内実だったのである。史料 (D) において、ノーヴィルは戦時期の体育

について、「体育はその固有の意義を失い、戦争勝利のための主要な道具の一つとなった」⁴⁾と述べている。CIE は、戦時中の体育の特徴をこのように捉え、いかなる経緯で軍事訓練と融合した体育となったのかが、彼らにとっては次に解明される問題だったのである。

CIE の諸史料は、わが国近代体育の出発を、わずかにその痕跡を残している1872年の学制に求め、その後の体操伝習所の設置、教育令期の体育の扱い、そして諸学校令における体育の必須化へと論を進めていくが、戦時期における軍事訓練と融合した体育に連なるものとしての契機を、これらの初期の体育は決して備えていたわけではないとする。

では、結果的に軍事訓練と融合した体育と特徴づけられる戦時期の体錬科に至る学校体育史上の分岐点は、いつの時代の何か。CIE はこれを1925年の「陸軍現役将校学校配属令」に求めるのである。それ以前は、教練が体育の中に含まれてはいたが、体操を中心として、遊戯やスポーツ等の諸活動とバランスを保ちながら、それは実施されていたとする。このことに関して、史料 (A) は、「教練は、体育が教育課程の一教科として認められて以降、体育と密接に関係していたが、第一次大戦後までは他の運動とバランスを保っていた」⁵⁾と述べている。

学校体育の場に兵役準備のための軍事訓練を持ち込もうとする陸軍省の意向と、教育的なねらいをもって体操を中心とする体育を構想する文部省とのせめぎ合いのバランスが、「陸軍現役将校学校配属令」を機に一気に陸軍省側に方に傾き、これ以後は陸軍省の意向が実現する過程として、体育の歴史が描かれていくのである。

このような歴史を、教練に対する体操側の立場に立って、すなわち陸軍省に対抗する文部省の側から描いているところに、CIE の諸史料に見られる歴史像の特徴がある。

以下、CIE の諸史料を利用して、彼らの歴史像の特徴にしたがって、近代日本の学校体育の歴史を5つの時期に分け、極めて簡単にスケッチしてみよう。

(1) 1886年、初代文部大臣の森有礼による諸学校令によって初めて軍事教練は、「隊列運動」、「兵式体操」として学校体育の中に導入された。しかし、森

は生徒たちに兵役の準備をさせるつもりはなく、彼のねらいは、生徒たちの「精神と意志を鍛錬すること」⁶⁾だった。このことは、埼玉師範学校における講演で明らかである。すなわち、森はこの講演で、「兵式体操は国を守るために兵隊を養成することをねらいとしているのではない。第一の導入目的は、従順の習慣を養うことであり、第二は友情の精神を促進することであり、第三は威儀を保つことにある」⁷⁾と述べている。

結果的に見れば、森の兵式体操は失敗に終わった。ただ、軍事教練の形式的な部分が、その後継承されたにすぎない。その背景には、1887年から第一次大戦までの期間、軍国主義への国民の関心が非常に低調だったことが挙げられる⁸⁾。

1890年の改正小学校令における体育は、適切なモデルを示すものであった。ここでは遊戯と普通体操が課せられ、授業で身についた好ましい態度を日常生活にも取り入れることが強調された。授業時数も週3時間と整備され、さらには多くの諸運動も課外の活動に組み込まれたのである。結論的には、この改正小学校令以後の体育は、学校の全体計画の上で、より良いバランスが取れていたのである⁹⁾。

(2) 日清・日露の両戦争の経験から、陸軍は学校体育の軍事化を熱望し、そのため陸軍省と文部省との「調査委員会」の設置を求めた。1907年の第一次の「調査会」では合意が得られず物別れに終わったが、メンバーの入れ替わった1909年の第二次「調査会」の協議において、文部省側は陸軍省を説き伏せることに成功し、学校体育への軍事干渉を退けた。

この勝利の立役者が、文部省側の委員である永井道明であった。彼は軍隊の体育と学校の体育との根本的な違いを説明し、学校体育の主要な部分は、体操から成り立つべきであり、体操に加えて、教練や遊戯、スポーツ、武道が課せられるが、これら追加の運動は、「体育の目的を達成することにおいて、体操を補助すべきものである」とし、「体育の真の目的は、個人として、また社会の成員として、完全な人間をつくることである」¹⁰⁾と示した。

このときの永井の構想は、1913年の「学校体操教授要目」となって現れている。小学校および各中等学校に適用されたこの「要目」は、次の点において非常に重要である。

- 1) この「要目」は、絶え間ない陸軍の圧力に対する文部省の勝利の現れである。
- 2) この「要目」は、教師たちの意見に基づいて作成されている。
- 3) この「要目」は、教師たちがそれを基に授業展開できるような基準と、一般的な諸原理を示している。
- 4) この「要目」は、定式化された初めての体操科の「教授要目」である¹¹⁾。

このように、「学校体操教授要目」は、教授されるべき教材が校種や男女別に分類され、授業展開に関わる諸原理を定式化し、教練の体操科における位置を明確に定義したことによって、「混沌の代わりに秩序」をもたらした意味において、学校体育史上「画期的なこと」なのである¹²⁾。

(3) しかし、第一次大戦の勃発のため、軍国主義に対する国民の関心は高まり、文部省の勝利は長くは続かなかった。大戦後のヨーロッパ諸国の動向から、国民訓練および兵役準備教育の場として学校体育が注目され、現役の陸軍将校が教練を指導するために、1925年に「陸軍現役将校学校配属令」が公布された。この「配属令」は、すべての官立および公立の中学校、師範学校、実業学校、高等学校、専門学校に適用され、これら学校のすべての男子生徒は、配属された陸軍将校による指導の下、教練を受けなければならなくなった。これ以後教練が、体育の主運動教材である体操を中心とした諸運動をどんどん侵略していくことになり、以後の体育史はいわばその侵略史である。

「配属令」公布以前は、体育教師は「体操やスポーツ、遊戯および武道との適切なバランスの中で、教練を教えていた」が、教練指導のために現役将校が配属されたことによって、「将校と体育教師との間に摩擦が生じ、教練は望ましい体育活動をどんどん侵略していき」、この意味で、「配属令は、学校体育における大きな転換点を示すもの」であった¹³⁾。

(4) 教練を重視する政策の中心は中学校である。「学校教練査閲規定」(1926年)、「学校教練検定規定」(1935年)により、配属将校の力は強くなり、体操科の時間ばかりでなく他の教科の時間までもが、査閲のために教練の時間にとって代わられた。また、卒業する生徒たちは、個々においても教練の合否について検定され、それに合格した者には証明書が出された。そして所轄の長官は、

各学校の教練検定原簿に基づき、学校教練検定結果を、毎年6月30日までに、陸軍大臣宛に送られることになった。その成績が兵役に就いた際に大きな影響を与えるようになった。

検定に合格した生徒は、軍隊に招集されるときや上級の学校に進学するときに、特権が与えられるようになり¹⁴⁾、教練検定の導入により、配属将校による「軍事的影響力ならびに圧力」が誰の目にもますますはっきりとし、配属将校の力がこれ以降、さらに強まったのである¹⁵⁾。

1937年の日中戦争の開始と同時に、配属将校はますます発言力を強め、1941年の体錬科の登場および「学校教練教授要目」の改訂とともに、それは頂点に達した。今までは教練を免れていた大学にも、それは課せられるようになり、小学校から大学まですべての学校で軍事教練は行われるようになった¹⁶⁾。

(5) 戦時下においては、体育はそれ自身の意義を失い、戦争勝利のための手段となり、その目的やねらいは、「超国家主義の理念ならびに国家のための自己犠牲の精神」¹⁷⁾を広めることにあった。戦争と関連しない諸活動は廃止され、代わって小学校の遊戯には、「軍艦遊び」や「騎馬戦」等が、また中等学校では「くろがねの力」および「勝鬨」等の強烈な戦争目的を示す運動が教材として登場した。

この時点では、「体育の領域には、戦争目的から自由な部分はまったく残されておらず」¹⁸⁾、戦争末期には、もはや体育を含めあらゆる教育活動そのものを実施することが不可能になったのである。

3. 若干の考察

(1) 森有礼の兵式体操の位置づけ

史料(A)において、1925年以前の教練の扱いに関して、「教練は、体育が教育課程の一教科として認められて以降、体育と密接に関係していたが、第一次大戦後までは他の運動とバランスを保っていた」、あるいはまた、1925年以前の体育教師は「体操やスポーツ、遊戯および武道との適当なバランスの中で、教練を教えていた」と記されている。これらの表記からはすぐに次のような疑問が起ってくるだろう。すなわち、森有礼の兵式体操の歴史的評価についてである。

周知のように、森は1886年に諸学校令を制定し、わが国の近代的な教育の確立を目指し、教育政策を推し進めた。学校体育に導入された兵式体操も、彼の教育政策の主要なものの一つである。

この兵式体操に関しては、史料（B）では、「この体操が成功したかどうかは、非常に疑わしい。というのも、いくつかの学校を除くと、それはうまくいかなかったからである。これは明治期を通じて事実であり、最も重視すべき点は、森の考えは決して実現されなかったことである。彼の死後、彼の精神を継続する者は現れず、ただ形式的な部分が教師や生徒に熱中されずに残った」¹⁹⁾と説明されている。このように、森の兵式体操は彼の意図と異なり、うまくいかなかったと結論づけられているのである。

しかし、これもまた周知のように、兵式体操は明治期を通して、学校体育の主要な運動教材の一つであった。というよりも、明治期の学校体育は、普通体操と兵式体操の二本柱であったというのが通説である。森の死後、改正小学校令を受け、1891年11月に制定された「小学校教則大綱」においても、尋常小学校では男子は普通体操に加えて、「便宜兵式体操ノ一部ヲ授クヘシ」とあり、また高等小学校では、男子は「主トシテ兵式体操ヲ授ケ」と規定されている²⁰⁾。1900年8月の小学校令改正に伴う「小学校令施行規則」においても、尋常小学校では兵式体操は削除されたが、高等小学校では男子への兵式体操は必須だった²¹⁾。1907年3月の小学校令の改正の主眼は、義務教育の修業年限を従来の4年から6年に延長することだったが、これを受けた「小学校令施行規則」では、尋常小学校で延長分の5・6学年の男子の兵式体操が課せられ、高等小学校も従来と同様男子は必須だった。また一方、中学校および師範学校においても、諸学校令以降、体操科の内容は普通体操と兵式体操（1911年の中学校施行規則では、兵式体操の名称が教練と変わっている）が主であったことに変わりはない。

CIE が言うように、もし兵式体操がうまくいかなかったのならば、なぜ、こうも長きにわたって主要教材の一つとして位置づいていたのか。大きな疑問と言わざるを得ない²²⁾。

もう一つの疑問は、森はすでに「陸軍現役将校学校配属令」を先取りするような構想を示していた事実について、CIE の諸史料は何も触れていないとい

うことである。1887年に書かれたとされる「兵式体操に関する建言案」において、森は、中学校以上の諸学校においては「体操ノ一科ハ文部ノ管理ヲ離レテ之ヲ陸軍省ノ施措ニ移シ、武官ヲ簡撰シ純然タル兵式体操ノ練習ヲ以テ之ニ任スルニ在リ」と、兵式体操については陸軍省が管轄することを提案しており、さらには、兵式体操導入の効果を「他日人ト成リ徴サレテ兵トナルニ於テハ其効果ノ著シキモノアラン」と、兵役準備のためと明言している²³⁾。また同じ「建言案」で、学校に行っていない者は「別ニ壯者ノ隊団ヲ編テ之ヲ群区ノ郷勇」とし、陸軍に依頼し、週2回ほどの操練を行い、また沿岸地に住む者に対しては、海軍と協議し、端舟の練習をすることもできると提案している²⁴⁾。これらの森の構想は、「陸軍現役将校学校配属令」が目指したのと同じ地平にあると言ってよいだろう。しかし、これらの点について、CIEの諸史料は何も触れていない。

このように、森の兵式体操に関しては、第一に、結局のところうまくいかなかったという判断、そして第二に、学校における兵式体操は陸軍省に管理を移し、将来の兵役に大きな効果があるとの考えに基づき、武官の指導の下に「純然タル兵式体操」を行わせ、さらには、学校に行っていない者も対象に陸軍や海軍と連携しながら、国民訓練を実施していこうとする森の構想をまったく無視していること、これら2点は、CIEの諸史料からうかがわれる大きな特徴の一つである。

(2) 永井道明の評価

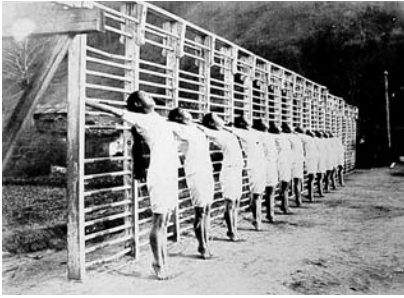
森の兵式体操の歴史的役割を非常に低く見積もったことに対して、CIEは永井道明と「学校体操教授要目」を高く評価する。周知のように、永井は姫路中学校校長の職にあった1905年に文部省より体育研究のため欧米留学を命じられ、アメリカに1年半、スウェーデンを中心としたヨーロッパで1年半の体育研究・視察に従事し、帰国後に文部省と陸軍省との学校体育の改革に関する調査委員会に文部省側からの委員として加わり、中心となって改革案をまとめ上げた。これが1913年公布の「学校体操教授要目」である。

史料 (A) および史料 (B) は、この調査委員会において陸軍側の軍事教練

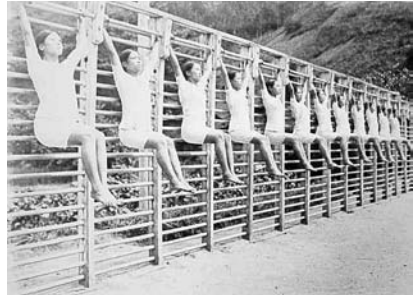
を中心とした学校体育の改革の要求をはねのけ、教育的観点を重視したスウェーデン式体操を中心とした学校体育の改革への永井の尽力を高く評価する。そして、「学校体操教授要目」の意義を、「学校体育における教練の位置づけを、体育的観点から明確にした点」にあるとし、この「要目」の公布を、史料（B）は文部省の「勝利」と記したのである²⁵⁾。

たしかに、永井は軍事教練と学校体育の区分をはっきりとさせ、学校で課す体操の教育的な独自性を主張し、陸軍の要求を退け、スウェーデン式体操を中心とした「学校体操教授要目」を制定した。そこでは、体操科で行うべき運動を、体操、教練、遊戯、擊劍及柔術と規定した。この「要目」では、それまでの兵式体操に替わって教練という名称が使用されたが、その主眼は「規律的訓練」を通して、「社会公衆と統一する規律的習慣を養ふ」ことにあり、決して軍隊の「歩兵操典」が求める「戦闘を基礎」とするものではないと、永井は強調している²⁶⁾。そしてここでの教練は、あくまでも上記運動教材の一つとして体操科の教員によって指導されており、この意味で、史料（B）のいう「生徒たちに課せられる教練は、軍隊教練とは異なっていた」²⁷⁾との指摘は肯くことができる。しかし、そもそも永井の体操は、1925年以降の配属将校が指導した教練と全く異なるものであったのか。もちろん、運動の内容や形態は異なっているが、その指導原理に関して永井が求めているものが何だったのかについては、検討の余地があるではないか。

次のページに示す4枚の写真は、鳥取県八頭郡那岐小学校の大正期の授業風景である²⁸⁾。いずれも、スウェーデン式体操の代表的器械である肋木を利用した体操であり、「学校体操教授要目」に従った授業を行っている。当時の鳥取県は群馬県と並んで、学校体育の先進県であった。教師の指導の下、生徒たちが一斉に秩序正しく規律的に体操を行っている様子が見られる。永井は、体操において求められるさまざまな運動にとっての「心的あるいは精神上」もっとも大事な点として、生徒たちにとって「其の運動が意思的である」こと、つまり「意思の力を集中」した運動、「自覚的の運動」でなければならず、決して「自働的又は反射的の運動」であってはならないと強調している²⁹⁾。また永井は、「総て運動をするに興味であるとか、或は実用であるとか云ふやうな立



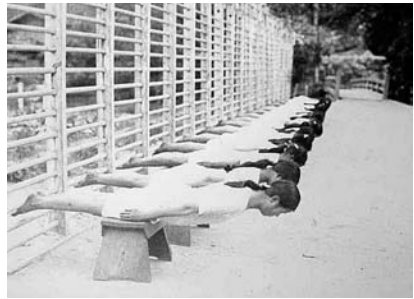
写 真 1



写 真 2



写 真 3



写 真 4

派な言葉に欺されて、何々が出来る、即ち単に高く飛べるとか、人を投げられるとか、又重い物が上げられるとか云ふやうなこと」のために運動をするのではないと強く主張している³⁰⁾。永井にとって各種の運動は、心身を陶冶するための材料であり、運動や技術そのものは何の価値も有しないのである。体操科の授業では、それぞれの運動を各人が「意思の力を集中」し、「自覚的」に実施することにより、またそれを集団で教師の号令のもとに一斉に、秩序正しく、規律的に実施することにより、各人の心身は陶冶されるのである³¹⁾。

戦後すぐに文部省によって出された通達³²⁾は、軍事的色彩をもつ教材の排除や武道の授業の中止に加えて、授業が「画一的指導ニ墮スルコト」を戒め、「児童ノ自然的要求」や「児童ノ個性」を考慮する必要を説いている。ここで問題として指摘したいことは、この通達は「体錬科教授要項(目)」を直接対象としたものだが、しかし、その批判する射程は、何も戦時中における教練や

体錬科の授業だけではなく、はるかに遠くそれ以前の永井の体操にまで届くのではないかということである。永井の意図や、また、教練かあるいは体操かといった運動の種類ではなく、CIE にとっては、教練や体錬科が有する否定すべき要素を、永井の体操は「隠れたカリキュラム」として持っていたのではないかということである。もしこのことが肯定されるならば、1925年を転換点とするには、あまりにも機械的だということである。

4. おわりに

以上、森の兵式体操および永井の体操の評価という観点から、1925年の「陸軍現役将校学校配属令」を大きな転換点とすることの妥当性をめぐって若干の考察を加えたが、最後に、CIE の近代日本学校体育史像の形成に一定の影響を与えたのは何かということに関して検討しておきたい。

史料 (A) および史料 (B) には、参考文献や出典が示されているが、その性質上それは大きく3つに分類されよう。第一は、教育や体育に関する法令そのものであり、教育令や諸学校令のような基本的な教育の法令から、「学校体操教授要目」等の体育に関する法令まで、数多く引用・参照されている。第二は、いわゆる先行研究にあたるものであり、その中では二宮文右衛門「体育全史」目黒書店 (1934年) や真行寺朗生「近代日本体育史」日本体育学会 (1935年) が取り上げられている。そして第三は、日本の体育関係者によって戦後に実施された講義録や、CIE 担当者との協議会で交わされた彼らの見解である。ここでは、第三に分類される出典に注目したい。

史料 (B) の最後には、2名の者との協議会が行われ、そこでの見聞が参考とされている。2名とは当時東京体育専門学校の校長であった大谷武一と、東京文理科大学教授の今村嘉雄である。両者との協議会はともに1946年の6月に行われている。また、今村が1946年2月と3月に実施した武道教師再教育のための講義「日本体育史」において使用されたオリジナルの講義ノートもまた、資料 (B) で参考にされ引用されている。

要所要所での彼らの影響は見過ごすことができない。たとえば、史料 (B) で、学校体育への兵式体操導入に関する森の意図は、生徒たちに兵役の準備を

させることではなく、彼らの「精神と意志を鍛錬すること」にあったとした点、また、森の兵式体操は失敗したとして、その歴史的役割を低く見積もった点、さらには、永井が中心となって作成した「学校体操教授要目」の特徴を、先に示した4つの点にまとめ、それらを高く評価した点、これらの判断は今村が行った講義ノートが基になっている。これらの諸点は、CIEの近代日本の学校体育史像を構成する骨格であることは、すでに見てきたところである。

大谷および今村は、1947年に制定された「学校体育指導要綱」の制定に当たって中心的な役割を果たした体育学者であり、戦前から戦後にわたってわが国の体育界を代表する指導者であった。永井道明に連なる大谷や今村にとって、永井の体操を問題視することは、戦時中の指導者として果たした自らの役割を問わざるを得なくなり、また、陸軍省に対する文部省の「勝利」の意味が低められてしまう。さらに、彼らにとって森有礼の兵式体操の歴史的役割を低く見積もらなければ、学校体育はその出発時点において、すでに、戦時中の体育に現れたとされる軍事訓練との融合を、自らの内に契機として孕んでいたことになってしまいかねないので、1925年の転換の意味が矮小化され、戦後再出発にあたって、否定すべきものが何か、不明瞭になってしまうのである。

戦後の学校体育の改革の第一歩は、以上見てきたCIEの歴史像を基に出発したのであり、これに従えば、排除されるべきものは兵役準備のために学校に持ち込まれた軍事教練であり、それを指導した配属将校である。CIEの学校体育史像は、大谷や今村にとっては非常に都合の良いものであったことは間違いないと言える。

現在の体育の基本的な理念や内容および方法を形作ったのが、戦後の改革期であるとすれば、もう一度そこに立ち返り、戦前や戦中の体育の何が批判されるべきであったのか、何が継承されねばならなかったのか、再度検討すべき事項はまだ沢山あると言えよう。

註

- 1) (A) “The Infiltration of Militarism into Physical Education Program of the School of Japan”, (3. June 1946), CIE, Research and Information Division, CIE Record Box No. 5435, Washington National Record Center (WNRC). (B) “A History of Physical Education and Sports in Japan”, (29. July 1946), CIE, Analysis and Research Division, CIE Record Box No. 5342, (WNRC). 史料 (A) および (B), また註3) の史料 (D) の原本は, 立命館大学草深直臣教授によって提供されたものである.
- 2) 総133ページからなる“Education in Japan”は CIE によって, 1946年2月15日に刊行された. 同書の作成過程を明らかにした土持ゲーリー法一によれば, この書は, 「教育使節団の招聘が明確になる1945年11月12日の時点ですでにその準備が着手されており」, 「教育使節団の適切なブリーフィングのための資料として最初から準備されていた」のである. 土持ゲーリー法一「米国教育使節団の研究」玉川大学出版部, 1991年, 97-98頁. 本研究では, “Education in Japan/CIE (15 February 1946)”, edited by Mitsuo Kodama, Meisei University Press, 1983を利用した.
- 3) (D) “Physical Education in Japan” (13. March 1946), CIE Record Box No. 5439, (WNRC). 総勢27名から成る使節団は2陣に分かれ, 1946年3月5日と7日に日本に到着したが, 到着後すぐに, 日曜日を挟んで3月7日から3月14日まで, CIE の各担当者による日本の教育に関する一連の講義を受けた. 講義最終日の3月14日に, 日本の体育の歴史と現状に関して講義したのがノーヴィルであった.
- 4) 史料 (D) p.7.
- 5) 史料 (A) p.4.
- 6) 史料 (B) p.9.
- 7) 同上
- 8) 史料 (B) p.9-10.
- 9) 史料 (B) p.10.
- 10) 史料 (B) p.16.

- 11) 史料 (B) p.17.
- 12) 史料 (B) p.18.
- 13) 史料 (A) p.8.
- 14) 史料 (B) p.22.
- 15) 史料 (A) p.12.
- 16) 史料 (B) p.25-26.
- 17) 史料 (A) p.22.
- 18) 史料 (B) p.27.
- 19) 史料 (B) p.9-10.
- 20) 教育史編纂会「明治以降教育制度発達史」第三卷, 教育資料調査会, 1964年, 100頁.
- 21) 教育史編纂会「明治以降教育制度発達史」第四卷, 教育資料調査会, 1964年, 65頁.
- 22) 「陸軍現役将校学校配属令」および「陸軍現役将校学校配属令施行規程」と同時に発せられた「陸軍現役将校学校配属令及同施行規程趣旨徹底方」と題する文部省訓令には, 森の兵式体操に関して, 導入当初は熱心に取り組まれていたが, 時勢の変遷に伴い, 「兵式体操モ動モスレハ当初ノ精神ト乖離シ徒ニ形式ニ流レテ其ノ真体ヲ失ハントスル傾向ナキニアラス」と述べられている. しかし, この訓令の趣旨は, 「我カ国ハ列強ニ先チテ学校教育ニ兵式体操ヲ加ヘ国民訓練ノ実ヲ示シタルニ拘ラス」, 現在は, 大戦後の欧米諸国における国民訓練や軍事予備教育の隆盛から, 「彼ニ一籌ヲ輸スルノ情態ニ在ルハ頗ル遺憾トスル所ナリ」とあるように, 欧米よりも先んじて実施された森による兵式体操導入を高く評価し, その連続性において「陸軍現役将校学校配属令」を位置づけているのである. (濱田義明編「学校体育運動に関する法令並に通牒」目黒書店, 1939年, 11頁).
- 23) 大久保利謙編「森有禮全集」第一卷, 宣文堂書店, 1972年, 349頁.
- 24) 同上
- 25) 史料 (B) p.18.
- 26) 永井道明「学校体操要義」大日本図書, 1913年, 498-499頁.

- 27) 史料 (B) p.17.
- 28) これらの写真は、筑波大学大熊廣明教授より提供された。
- 29) 永井道明「学校体操教授要目の精神及其実施上の注意」教育新潮研究会，1914年，38頁。
- 30) 永井道明「文明的国民用家庭体操」文昌閣，1911年，28頁。
- 31) 運動の実用性を重んじた嘉納治五郎，また運動や技術の追求に理解を示した大森兵蔵との比較における永井の体育論および運動論に関しては，拙稿「20世紀初頭わが国における国民体育論の一断面 — 大日本体育協会設立者を中心に —」成田十次郎先生退官記念会編『体育・スポーツ史研究の展望』不昧堂，1996年を参照。
- 32) 「終戦ニ伴ウ体錬科教授要項（目）取扱ニ関スル件」（発体八〇号）1945年11月6日．学校体育研究同好会編「学校体育関係法令並びに通牒集」体育評論社，1949年，95-98頁。